

# 「KDDI GoToMyPC」利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（規約の適用）

KDDI株式会社（以下『当社』という。）は、この「KDDI GoToMyPC」利用規約（以下『本規約』という。）に基づき、「KDDI GoToMyPC」（以下『本サービス』という。）を提供します。当社が本サービスの円滑な運用を図るため定める本サービスの利用に関する諸規程（サービス仕様書、マニュアル、資料などを含み、名称の如何を問わない。以下あわせて『諸規約』という。）は、本規約の一部を構成します。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は以下のことを意味します。

- (1) 『本システム』とは、本サービスを提供するため当社が指定する電子計算機により構築された情報処理組織をいいます。
- (2) 『利用契約』とは、当社から本サービスの提供を受けるために締結する契約をいいます。
- (3) 『契約者』とは、利用契約を当社と締結している者をいいます。
- (4) 『管理者』とは、契約者自身もしくは契約者が選定した責任者をいいます。
- (5) 『利用者』とは、管理者が本サービスの利用を認めた従業員などをいいます。
- (6) 『ホスト PC』とは、管理者もしくは利用者が管理するパソコン端末であって、本サービスの提供を受けるために管理者が所定の登録を行ったものをいいます。
- (7) 『利用者パスワード』とは、利用者を識別するための英字および数字の8文字以上の組み合わせであって、利用者自身で設定するものをいいます。

### 第3条（規約の範囲）

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用されるものとします。

## 第2章 本サービスの内容および料金

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスは、利用者が、当社の管理する本システムを経由して、あらかじめ指定したホストPCにリモートでアクセスなどすることを可能にしたサービスです。

2. 本サービスの範囲およびその機能仕様は、諸規約に記載の通りとします。
3. 当社が行う本システムに関する維持・運用の内容は、諸規約に記載の通りとします。
4. 契約者は、本サービスの利用に際し、本規約の内容を遵守するものとし、自らの責任において各利用者に対しても本規約の内容を遵守させるものとし、
5. 当社は、本サービスに関する運用業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとし、

#### 第5条（本サービスの対象外の事項）

以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、契約者は、自らの責任と負担において行うものとし、当社は、いかなる責任も負わないものとし、

- (1) 本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末（ホストPCを含む。）、通信機器、通信回線、その他ネットワーク設備（本システムに直接または間接的に接続される一切を指し、以下総称して『通信機器等』という。）の準備・保持・管理
- (2) 通信機器等を利用する際のインターネットへの接続料および通信料の負担
- (3) 以下の各事由による本サービスの中断・障害からの復旧
  - a. 通信機器等機器
  - b. 利用者の不適切な使用、その他利用者または第三者の責に帰すべき事由
  - c. 停電、火災、地震、労働争議などの契約者、当社いずれの責にも帰しがたい事由
- (4) 前3号のほか、諸規約で当社の責任と明記されていない事項

#### 第6条（本サービスの利用申込方法）

本サービスは、1の契約者につき、1の利用契約を締結することを前提とします。

2. 本サービスの利用申込をするときは、当社指定の様式で必要事項を申告いただくものとし、また、申告した内容に変更が生じた場合も同様に申告するものとし、
3. 本サービスの利用申込の条件として、1契約につき最低3台のホストPCをご登録いただく必要があります。
4. 第2項の利用申込に対し当社が承諾することにより、当該利用申込を行った者との間に利用契約が成立することとします。

ただし、当社は、次に掲げる事項に該当する場合にはその利用申込を承諾しない場合があります。

- (1) 当社所定の利用申込の手続きに従わない場合
- (2) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含む。）でない場合
- (3) 当社の業務遂行上著しい支障を及ぼす虞がある場合または本サービスの提供が業務上もしくは技術上の理由から問題が生じる虞があると当社が判断する場合
- (4) 利用申込の内容に虚偽が含まれ、または不備があった場合
- (5) その他当社が不相当と判断した場合

本サービスの新規申込は平成 28 年 4 月 1 日をもって終了しました。

#### 第 7 条（利用契約期間）

本サービスの利用契約期間は、当社が定める本サービスの提供開始日から当社が定める本サービスの終了日までとなります。ただし、契約期間は 1 年を上限とし、1 年を超過する場合には 1 年間での延長とします。

2. 利用契約期間中の途中解約はできません。

#### 第 8 条（利用契約期間の延長）

本サービスの利用契約期間は、前条に定める利用契約満了日の 30 日前までに契約者（申込者）による当社所定の解約手続きが無い限り、満了日の翌日から当社が定める本サービスの終了日まで延長されるものとします。ただし、延長期間は 1 年を上限とし、1 年を超過する場合には 1 年間での延長とします。

#### 第 9 条（契約内容の変更）

契約者が、第 6 条第 2 項第 2 文の申告を怠ったことにより、契約者が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、かかる申告を怠ったことにより当社が発信した通知が到達せず、または遅着した場合、当該通知はその発信後 7 日を経過した時点をもって契約者に到達したものとみなします。

#### 第 10 条（本サービスの利用料金）

本サービスの利用料金（以下『利用料金』という。）は、第 4 項に定める基本サービス料とします。

2. 契約者は、当社が発行する請求書に記載の支払期日までに、利用料金を支払うものとします。
3. 前項の定めに拘わらず、利用契約を延長した契約者は、当社が発行する請求書に記載の支払期日までに、第4項に規定する基本サービス料を支払うものとし、以降同様とします。
4. 利用料金は、以下の通りとします。

基本サービス料

支払い区分	料金額
一括前払い	税抜額（年額）12,000円
分割払い	税抜額（月額）1,200円

**備考**

- ・上記、基本サービス料はホスト PC1 台当たりの利用料金です。
  - ・利用料金は利用有無にかかわらず、利用申込時に契約者が申請したホスト PC 利用台数にしたがって算出されます。
  - ・『一括前払い』から『分割払い』、もしくは『分割払い』から『一括前払い』への切り替えは利用契約更新時のみ可能です。※切り替えには当社指定の様式にて利用契約満了日の10日前までに申請が必要となります。
  - ・『一括前払い』にてご利用中の契約者が、利用契約期間満了前に途中解約をした場合、お支払いいただいた料金については、ホスト PC 利用台数が減少した場合を含め、理由のいかんを問わず一切減額、払戻しされません。
  - ・『分割払い』にてご利用中の契約者が、利用契約期間満了前に途中解約をした場合、その後のサービス利用有無にかかわらず、利用契約期間満了月までの基本サービス料を支払うものとします。
    - ・利用契約の延長期間が1年に満たない『一括前払い』の場合、利用契約の延長期間分の金額（1年を365日とする日割計算により算出した金額）を、当社が発行する請求書に記載の支払期日までに支払うものとします。
- 例) 利用契約延長日数：150日、10台ご利用時の場合。(税抜額)
- $$12,000(\text{円}) \div 365(\text{年日数}) \times 150(\text{利用契約延長日数}) \times 10(\text{利用台数}) = 49,310(\text{円})$$
- ※算出金額の1円以下の端数は切捨て

5. 契約者は、利用契約期間内にホスト PC 利用台数の増加申請を行う場合、本項に記載の料金を、当社が発行する請求書に記載の支払期日までに支払うものとします。また増加

申請したホスト PC 利用台数は、すでにご契約状態にある利用契約に統合されるものとします。

(1) 『一括前払い』にて増加申請をする場合

利用契約期間の残存期間分の金額（1 年を 365 日とする日割計算により算出した金額）を、当社が発行する請求書に記載の支払期日までに支払うものとします。

例) 利用契約残日数：150 日、10 台分の増加申し込みがあった場合。(税抜額)

$$12,000(\text{円}) \div 365(\text{年日数}) \times 150(\text{利用契約残日数}) \times 10(\text{増加台数}) = 49,310(\text{円})$$

※算出金額の 1 円以下の端数は切捨て

(2) 『分割払い』にて増加申請をする場合

増加申請以前に利用していたホスト PC 利用台数に、月末時点で利用可能となっている増加ホスト PC 利用台数を上乘せした料金を、利用した翌月に当社が発行する請求書に記載の支払期日までに支払うものとします。

例) 4 月 1 日に 100 台にて本サービス加入後、翌月 5 月 15 日に 20 台の増加利用を開始した場合。

$$4 \text{ 月利用分 (5 月請求)} : 1,200(\text{円}) \times 100(\text{台}) = 120,000(\text{円}) \text{ (税抜額)}$$

$$5 \text{ 月利用分 (6 月請求)} : 1,200(\text{円}) \times 120(\text{台}) = 144,000(\text{円}) \text{ (税抜額)}$$

※6 月利用分以降も継続して 144,000(円)の請求となります。

## 第 1 1 条 (利用料金の請求および支払)

契約者は、当社が請求書を発行した後、当社の指定する方法により請求額を支払うものとします。なお、支払いに係る手数料はすべて契約者の負担とします。

2. 支払期日が経過しても請求額の支払がない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済まで年 14.5%の割合による支払遅延利息を支払うものとします。

## 第 1 2 条 (本サービス内容の変更)

当社は、本システムの仕様、本サービスの内容、利用料金などのサービス内容を必要に応じて変更することができるものとします。

## 第 3 章 契約者の責任

## 第 1 3 条 (アカウントの管理責任)

契約者は、当社が管理者に対して発行するアカウントおよびパスワード等（以下、併

せて『アカウント』という。)を自己の責任において管理するものとし、アカウントの漏えい、使用上の誤りまたは第三者(利用者を含む。)による不正使用などにより損害が生じた場合、一切の責任を負うものとし、

2. 当社は、契約者以外の者や契約者が権限を与えていない者がアカウントを使用した場合であっても、契約者による使用とみなして取り扱うものとし、前項に基づき契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとし、

#### 第14条(契約者の禁止行為)

契約者は、以下の各号に該当し、または該当する虞のある行為をしてはならないものとし、また、利用者その他第三者をして、同様の行為を行わせてはならないものとし、

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備などの利用または運営に支障を与える行為
- (2) 当社および当社のライセンサーの知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など)その他の権利を侵害する行為
- (3) 当社および当社のライセンサーの財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
- (4) 他者を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を誘発し、もしくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻もしくは児童ポルノまたは児童虐待など、児童または青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書などを送信、記載または掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラムなどを送信し、または掲載する行為
- (10) セキュア通信接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてセキュア通信接続サービスサービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝または勧誘の文書などを送信し、記載し、または掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、またはそのおそれのある文書などを送信し、記載し、または掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為など、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令または本規約に違反する行為

(16) 本サービスのタイムシェア、再許諾、貸与を行う行為

(17) 本規約または諸規約によって認められていない目的、用途、方法で本サービスを利用し、または利用させる行為

2. 当社は、前項の定めに従反するおそれのある場合、その他当社の業務上必要があるときは、契約者の情報を確認することができるものとします。
3. 当社は、契約者が第1項の定めに従反したと判断した場合、または、当社のライセンスから当該契約者の行為が第1項に定める行為に該当すると判断された場合、契約者に対してその是正をするよう通知するものとし、契約者が通知後30日以内に是正しない場合、当社は、利用契約を解約することができます。

#### 第15条（本サービスの利用に関する責任）

当社は、本サービスについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。

2. 本サービスを利用して処理する元データまたは処理データの管理などはすべて契約者の責任で行うものとし、本サービスで利用するソフトウェアのバグまたは設備障害等により生じるデータの消失等に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 本サービスの利用に関して、利用者または第三者から当社に対してクレームまたは請求があった場合、契約者は、当該クレームまたは請求に対応し問題を解決するものとし、当該クレームまたは請求に関して当社が損害（相当な弁護士費用を含む）を被った場合、当該損害を賠償するものとします。
4. 天災、戦争、その他の非常事態や当社が予測し得ない理由により本サービスを利用できない場合、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することにより本サービスの利用に不具合が生じた場合、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。
5. 契約者は利用者の一切の行為について当社に対し直接責任を負うものとします。

#### 第4章 その他

##### 第16条（管理者の業務）

契約者は、本サービスの利用に関して、管理者を選定し、当社指定の様式で当社へ通知するものとします。管理者を変更する場合も同様に通知するものとします。

2. 前項に定める管理者は、以下の各号に定める事項を行うものとします。

(1) 本サービスに関する契約者、当社間の通知の授受および必要な協議などを実行する

こと。

- (2) 本サービスの適切な利用を図るため、契約者の社内における関係者および利用者に必要な指示などを与える（本規約の内容を周知徹底することを含む。）こと。
- (3) 管理者は、アカウントが不正に利用されないよう、利用者に対し利用者パスワード等の管理義務を課すなどするものとし、自ら管理責任を負うものとする。
- (4) 本サービスに関する利用者からの問合せ、請求などがあつた場合の対応を行うこと。
- (5) 本サービスの適切な運用を図るため、自社の施設・設備などの整備に努めること。
- (6) 前各号ほか契約者、当社間で別途合意する事項

#### 第17条（秘密保持）

契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密（本契約の内容、本サービスのサービス仕様書の内容などを含む。）を利用契約の履行のために必要な範囲でのみ使用するものとし、当社の承諾なしに知る必要のある利用者以外のいかなる第三者に公表し、または漏えいしないものとします。

ただし、法令により情報の開示を求められた場合は、当社に書面による通知のうえ、法令に定め従うことができるものとします。

2. 以下各号の情報は本条の秘密に該当しないものとします。

- (1) 既に公知の情報および開示後受領者の責めによらず公知となった情報
- (2) 本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
- (3) 本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

3. 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有するものとします。ただし、第19条に定める知的財産権その他の権利に該当するものについては、第19条の規定が優先します。

#### 第18条（個人情報の取り扱いについて）

当社は本サービスの提供により収集した利用者の情報等の個人情報については、当社が別途定めるプライバシーポリシーにしたがって取り扱うものとします。

#### 第19条（知的所有権の帰属）

本システムおよび本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号などにかかる著作権、産業財産権、知的財産権その他一切の権利は、当社、当社へのライセンサーまたはその他の正当な権利者に帰属して



おり、契約者に譲渡するものではなく、また、本規約に定める場合を除き、契約者に対し使用許諾などするものではありません。

#### 第20条（当社による本サービスの一時停止および契約の解除）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に催告などすることなくして、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または利用契約を解除できるものとします。

- (1) 契約者について、自己振出の手形または小切手が不渡処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があった場合または租税滞納処分を受けた場合、破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続の申立があった場合または清算に入った場合、解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (2) 本サービスの運営を妨害しまたは当社もしくは第三者の名誉信用を毀損した場合
- (3) 利用契約締結後に第6条第4項のいずれかの事項に該当することが判明した場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止などの処分を受けた場合
- (5) 本規約などに違反する事態が生じ、当社がかかる違反の是正を催告した後、30日以内に是正されない場合
- (6) 本規約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- (7) 反社会的活動を行う団体もしくはそれらと関連のある団体であることが明らかになった場合
- (8) 当社が本サービスを提供するために、ライセンサーとの間で締結している契約が終了した場合
- (9) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡、担保設定などした場合
- (10) その他本規約などの規定に違反した場合

2. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対し事前に（緊急の場合は事後に）通知し、本サービスの全部または一部の提供を一時停止できるものとし、

- (1) 本システムの保守点検などの作業を定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 本システムに故障などが生じた場合
- (3) 停電、火災、地震、労働争議その他当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難な場合
- (4) 前各号ほか本システムの運用上または技術上の相当な理由がある場合

3. 天災地変その他の不可抗力により、本システムの全部もしくは一部が滅失または破

損し、本システムの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、当社はその旨を契約者に通知して本契約を解約することができるものとします。

4. 当社は、理由の有無にかかわらず、契約者に対して30日以上前に通知することにより、本サービスの全部を廃止し利用契約を解約することができるものとします。ただし、この30日の期間は、やむをえない事情がある場合には短縮できるものとします。
5. 本条により本サービスが一時停止し、または利用契約が解約された場合でも、本規約に特別の定めがある場合を除き、当社は、契約者その他いかなる第三者に対しても、いかなる責任も負担しないものとします。

#### 第21条（本サービス終了時の処理）

利用契約が期間満了、解約または解除により終了した場合、契約者は、本システムを一切使用できなくなるものとし、当社から提供された一切の物品（諸規約を含む。）を直ちに当社に返還するかまたは当社の指示にしたがって廃棄するものとします。

2. 利用契約が終了した場合、終了日を経過してもなお本サービスに登録されているデータなどはすべて当社の判断において削除できることとします。

#### 第22条（損害賠償）

契約者が、本規約の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。

2. 契約者が本サービスの利用により第三者（利用者を含む。）に対し損害を与えた場合または第三者からクレームなどの請求がなされた場合、契約者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 当社は、本規約に別段の定めがある場合および当社が故意または重過失である場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他いかなる者に対しても、本システムの不具合・故障、第三者による本システムへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとします。
4. 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の累積額は、契約者が当社に支払った基本サービス料6カ月分の合計額（6カ月に満たない場合は当社に支払った基本サービス料の総額）を上限とします。ただし、当社は、契約者に直接かつ現実に生じた損害を超えて賠償しないものとします。

## 第23条（リスクの高い活動）

本サービスは、死亡、傷害、その他重大な身体的または環境的損失に直結するような、核施設での運用、航空機誘導、あるいは通信システム、航空管制、直接的な救命装置、軍事システムなど、危機的環境（以下『リスクの高い活動』という）における使用を意図しておりません。当社はリスクの高い活動に対するいかなる保証も行わないものとします。

## 第24条（通知）

当社は、契約者があらかじめ指定したメールアドレス宛にメールを送信する方法その他当社の指定する方法で契約者に通知を行うものとします。

2. 前項に定めるメールによる通知は、契約者の管理するサーバにメールが正常に到達した時をもって通知が完了したものとみなします。

## 第25条（再契約）

当社は、利用契約が解除または終了した後に、契約者が再度利用契約の締結を希望し、新たに利用契約を締結した場合であっても、解除または終了された利用契約に基づくデータの復活ないし継続利用の保証をしないものとします。

## 第26条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、利用契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に貸与し、譲渡し、または担保の用に供することなどを行うことができないものとします。

## 第27条（紛争の解決）

本規定の条項または規定に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2. 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。
3. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附 則

### （実施期日）

本規約は、平成25年5月8日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。